

佐久市障害者支援施設  
「臼田学園」の民間活用に関する  
サウンディング型市場調査

実施要領

令和3年10月18日

佐久市

障害者支援施設 臼田学園

企画部 企画課

## 目 次

基本的な考え方	1
1 調査の目的	1
2 対象施設の概要	2
3 現行の管理運営状況	2
(1) 管理形態	2
(2) 休所日	2
(3) 利用時間	3
(4) 職員	3
(5) 業務内容	3
(6) その他	3
4 サウンディングの内容	4
(1) サウンディングの対象	4
(2) サウンディングの項目（予定）	4
5 サウンディングの手続き	5
(1) 質問事項の受付	5
(2) サウンディングの参加申込（事前申込制）	5
(3) サウンディングの日時の連絡	5
(4) サウンディングの実施	6
(5) サウンディング結果の公表	6
6 スケジュール	7
7 留意事項	7
(1) 参加事業者の取扱い	7
(2) 具体的な内容の決定	7
(3) 費用負担	7
(4) 提出資料の取扱い	7
(5) 追加対話への協力	8
8 別紙・参考資料	8
9 申込先・問合せ先	8

## 佐久市障害者支援施設「臼田学園」の民間活用に関する サウンディング型市場調査実施要領

### 【基本的な考え方】 ～さらなる民間活用の推進に向けて～

佐久市では、3次に渡る「佐久市行政改革大綱」に一貫して民間活力の積極的な活用を位置付け、市と民間との適切な役割分担のもと、様々な分野で民間活力を導入し、市民サービスの向上と業務の効率化に努めてまいりました。

この度、本取組を一段と進めるため、総務省による「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」や他自治体における導入実績等を踏まえ、更なる民間活用が可能な業務を洗い出すとともに、障害者支援施設「臼田学園」をはじめとする様々な施設の運営方法について、「サウンディング型市場調査※1」等の手法により、期間を定めて事前検証を行い、コスト削減やサービスの向上、職員の有効配置等の面での効果を見定めることとしました。

#### （※1）サウンディング型市場調査とは…

公有財産の活用や民間活力の導入などの取組を決定する前段階で、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるため、公募により民間事業者との直接対話を行い、取組内容、公募条件等に関する整理を行うもの。

市にとっては、事業検討に向けた市場性の有無やアイデアを把握でき、民間事業者にとっても、自らのノウハウ等を取組に反映し参入しやすい環境にしていけるなどのメリットがある。

## 1 調査の目的

佐久市障害者支援施設「臼田学園」につきましては、昭和31年10月に知的障がいを持つ子どものための精神薄弱児施設として旧臼田町（勝間地籍）に整備され、昭和61年10月に精神薄弱者更生施設「臼田啓明園」の開設に併せ、現在地（北川地籍）に移転されたものです。

その後、旧知的障害者福祉法及び児童福祉法の特例措置等の終了に伴い、平成24年3月に知的障害者更生施設「臼田啓明園」及び知的障害児施設「臼田学園」をそれぞれ廃止するとともに、同年4月1日付けで、新たに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設「臼田学園」を設置し、定員を60名に定め、今日に至るまで障害福祉サービスの提供を行っています。

このような中、平成29年に策定した「佐久市公共施設等総合管理計画」においては、当該施設の今後のあり方について、「制度面や保護者の了解などの諸条件を満たす社会福祉法人などとの間で、移譲、貸与、または指定管理者制度の導入などを」検討することと定めています。

こうしたことから、更なる民間活用を推進するため、補助制度の創設などを想定しながら調査を行い、妥当性や有効性を見定める必要があると考えます。

そこで、民間事業者との「対話」を通じて、関心度を把握するとともに、実現性の高い公募条件の整理等について、幅広く意見、提案を求めるため、以下のとおりサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

（※サウンディングは、あくまでも調査が目的であり、契約等の相手方を選定するものではありません。）

## 2 施設の概要

所在地	佐久市北川557番地102
建物等の概要	<p>(1) 名称：佐久市障害者支援施設 臼田学園</p> <p>(2) 開所日：昭和31年10月  移転日：昭和61年10月（新築移転）  定員：生活介護 50人  施設入所支援 50人  短期入所 空床の範囲内の人数  （令和3年4月1日に定員変更）  利用者数：40人（令和3年10月1日現在）  構造等：鉄筋コンクリート造  階数：地上1階建て  延床面積：2,757.84㎡  施設内容：居室、作業室、デイルーム、医務室、洗濯室、静養室、浴室、特殊浴室、食堂、トイレ、会議室、相談室、事務室等</p> <p>(3) 附属棟：作業棟  (4) その他：体育館</p>
敷地面積	8,386.60㎡

## 3 現行の管理運営状況

(1) 管理形態 直営

(2) 休所日 障害者支援施設にあっては設けない

(3) 利用時間 障害者支援施設にあっては設けない

#### (4) 職 員

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則13号）を満たすとともに、安定的かつ十分な支援を実施するための職員を配置  
（※詳細は、別紙「(8) 臼田学園の概要」を参照。）

#### (5) 業務内容

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び同条第10項に規定する施設入所支援に限る。）に関する業務
- イ 相談支援（同条第18項に規定する計画相談支援及び同条第19項に規定する基本相談支援）に関する業務
- ウ 施設及び設備の運営、維持管理の業務に関すること
- エ 家族会に関する業務

#### (6) その他

令和元年10月1日に、調理業務の効率化と利用者の状態に合わせたきめ細やかな対応を図るため、給食業務を民間事業者へ委託

- ア 委託業者：ルルパ株式会社（佐久市長土呂158番地1）
- イ 委託期間：令和元年10月1日から令和4年3月31日

## 4 サウンディングの内容

市が考える施設の将来的なあり方のひとつとして、利用者に移管すること等幅広い選択肢の中から最適な方策を見出す必要があると考えます。

こうしたことから、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域の移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。このグループホームの創設や、知的障害者グループホーム等について、補助制度の創設といった要素も視野に入れ、現時点での関心度や実現可能性等を中心に、御意見を伺うとともに、これ以外の方策についても、御提案や御要望を受け付け、今後の方向性を定める際の参考といたします。

### (1) サウンディングの対象

障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護及び同条第10項に規定する施設入所支援に限る。）及び相談支援（同条第18項に規定する計画相談支援及び同条第19項に規定する基本相談支援）を現に実施している、又は新たに実施することを検討している法人であって、知的障がい者グループホーム、日中サービス支援型グループホームの実施を検討しているもの

### (2) サウンディングの項目（予定）

公募した場合の関心度、実現可能性に関する所見、日中サービス支援型グループホーム及び知的障がい者グループホームの「補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）」に対する意見、サービスの充実に向けた提案及び民間活用にあたっての要望事項等について、御意見を伺う予定です。

なお、具体的な項目は、以下のとおりです。

- ア 公募に対する関心度、実現可能性に関する所見
- イ 別紙4-1「日中サービス支援型グループホームの補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）」
- ウ 別紙4-2「知的障がい者グループホームの補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）」
- エ 懸念される事項
- オ その他（自由提案）

## 5 サウンディングの手続き

### (1) 質問事項の受付

#### ア 質問方法

サウンディングへの参加に当たり、当該業務の概要について、不明な点等の質問を受け付けます。

別紙2「質問票」に記入の上、FAX又は電子メールにより提出してください。

なお、質問票の提出後には、必ず「9 申込先・問合せ先」に電話にて、質問票を提出した旨の連絡を行ってください。

#### イ 受付期限

令和3年10月28日（木）午後5時

（土曜日、日曜日、休日を除く。受付期限後の質問は、受け付けできませんので、御注意ください。）

#### ウ 回答方法

令和3年11月5日（金）までに、質問者へFAX又は電子メールにより直接回答するとともに、佐久市ホームページ上で閲覧に供します。

### (2) サウンディングの参加申込（事前申込制）

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、件名を【「臼田学園」民間活用に関するサウンディング申込み】として、「9 申込先・問合せ先」へFAX又は電子メールにて提出してください。

#### ア 申込受付期限

令和3年11月10日（水）午後5時

#### イ 申込先

「9 申込先・問合せ先」のとおり

### (3) サウンディングの日時の連絡

サウンディングへの参加申込みのあった事業者の担当者宛に具体的な日時を電子メールにて連絡します。

#### (4) サウンディングの実施

ア 実施期間

令和3年11月16日（火）から11月22日（月）までの期間

イ 所要時間

1事業者当たり60分を目安に実施します。

ウ 場所

全日程とも佐久市障害者支援施設「臼田学園」会議室  
（佐久市北川557番地102）

エ その他

- サウンディングの実施に当たっては、別紙3「サウンディング調書・提案書」に基づき、対話をさせていただきますので、サウンディング当日、別紙3「サウンディング調書・提案書」を5部御提出ください。  
なお、回答できない項目等がある場合は、記載を省略いただいても構いません。
- 説明の補足に必要な資料等を御用意される場合は、サウンディング当日に5部御持参ください。
- 参加事業者同士が顔を合わせることが無いよう、サウンディングは事業者毎に個別に実施します。
- 申込多数により、上記期間中に日程を設定することが困難となった場合は、上記実施期間以外に日程を設けさせていただくことがあります。

#### (5) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果については、市ホームページ等により概要の公表を予定しています。

ただし、公表に当たっては、参加事業者の名称は公表しません。

なお、参加事業者のアイデアやノウハウに配慮し、サウンディング結果の概要の公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。



## 6 スケジュール

項 目	日 程
実施要領の公表	令和3年10月18日（月）
質問事項の受付期限	令和3年10月28日（木）
サウンディングの参加申込期限	令和3年11月10日（水）
サウンディングの実施期間	令和3年11月16日（火）から 令和3年11月22日（月）まで
結果概要の公表	令和3年12月以降

## 7 留意事項

### （1）参加事業者の取扱い

ア 本サウンディングへの参加実績は、業者選定における評価の対象とはなりません。

イ 対話内容は、今後導入に向けて検討する際の参考とさせていただきます。

また、双方の発言等は対話時点での想定とし、公募条件及び仕様等を約束するものではありません。

### （2）具体的な内容の決定

サウンディングにおける意見、提案等については、当該業務に関して民間活用の妥当性や有効性を判断するための検討材料として扱い、その後、他の要素も加えて市内部において効果検証を行い、方向性を決定します。

なお、検証結果によっては、民間活用を実施しない場合や事業の実施方法そのものを見直す場合があります。

### （3）費用負担

サウンディングへの参加に関する書類作成、提出等に係る全ての費用は、参加者の負担とします。

### （4）提出資料の取扱い

提出された資料の著作権は、それぞれの事業者に帰属しますが、エントリーシート、サウンディング調書・提案書、その他の提出資料につきましては、返却しません。

なお、提出された資料につきましては、本事業の目的以外に使用しません。

## (5) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、参加事業者に対し、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

## 8 別紙・参考資料

- (1) 別紙1「エントリーシート」
- (2) 別紙2「質問票」
- (3) 別紙3「サウンディング調書・提案書」
- (4) 別紙4-1「日中サービス支援型グループホームの補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）」
- (5) 別紙4-2「知的障がい者グループホームの補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）」
- (6) 佐久市障害者支援施設「臼田学園」位置図
- (7) 佐久市障害者支援施設「臼田学園」平面図
- (8) 臼田学園の概要

## 9 申込先・問合せ先

▽本件に関する具体的な手続きや申込み、施設概要、現行の管理運営状況、公募条件等に関すること

- (1) 担当課 長野県佐久市福祉部 障害者支援施設「臼田学園」
- (2) 担当 総務係 本田
- (3) 住所 〒384-0304 長野県佐久市北川 557 番地 102
- (4) 電話 0267-82-2407（直通）
- (5) F A X 0267-82-2473
- (6) E-mail [usudagakuen@city.saku.nagano.jp](mailto:usudagakuen@city.saku.nagano.jp)

▽サウンディングに係る一般的事項や取組事例等に関すること

- (1) 担当課 長野県佐久市企画部企画課
- (2) 担当 公共施設適正化推進係 木内、小林
- (3) 住所 〒385-8501 長野県佐久市中込 3056
- (4) 電話 0267-62-3067（直通）
- (5) F A X 0267-63-3313
- (6) E-mail [kikaku@city.saku.nagano.jp](mailto:kikaku@city.saku.nagano.jp)